

# 福祉教育委員会

招 集 年 月 日	令和 5 年 9 月 2 7 日					
招 集 の 場 所	湖西市役所 委員会室					
開閉会日時及び宣告	開 会	午前 9 時 5 5 分	委員長	佐原 佳美		
	閉 会	午後 0 時 1 4 分	委員長	佐原 佳美		
出席並びに欠席議員  出席 6 名 欠席 0 名  ○ ……………出席を示す ▲ ……………欠席を示す	氏 名	出 欠	氏 名	出 欠		
	相曾 桃子	○	菅沼 淳	○		
	加藤 治司	○	佐原 佳美	○		
	三上 元	○	二橋 益良	○		
説明のため出席した者の職・氏名	病院事業管理者	杉浦 良樹	医療情報係長	安藤 朋宏		
	病院事務長	太田 康志	健康福祉部長	袴田 晃市		
	経営戦略監	山崎 高志	高齢者福祉課長	阿部 祐城		
	管理課長	村越 正代	課長代理兼介護保険係長	竹内 通晃		
	課長代理兼庶務経理係長	白井 信行	高齢者福祉係長	岡本 桂子		
	管理係長	佐原賢一郎	健康増進課長	小野田剛士		
	医事課長	間宮 一	健康政策係長	辻村 圭一		
	健診係長	鈴木 希				
職務のため出席した者の職・氏名	局長	山本 信治	書記	伊藤左和子	書記	戸田 匡哉
会議に付した事件	令和 5 年 9 月 定例会付託議案					
会議の経過	別 紙 の と お り					

傍聴議員：竹内祐子、神谷里枝

# 福祉教育委員会会議録

令和5年9月27日（水）

湖西市役所 委員会室

湖西市議会



〔午前9時55分 開会〕

○佐原委員長 おはようございます。朝晩ずいぶん涼しくなりまして、うっかりしていると朝方寒くて寝冷えをしそうですね、あと少しの議会、10月4日閉会まで体調を整えて、また今日はお忙しい中、御参集いただきまして、しっかりと病院、介護保険の決算審査をしまいたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、着座させていただきます。

所定の定足数に達しておりますので、ただいまから福祉教育委員会を開会いたします。

本日は神谷議員、それから竹内議員より傍聴の申出がありまして、当委員会に同席されておりますので、御報告いたします。一般の方の傍聴はありませんので、その旨御報告します。

本委員会に付託されました議案は、既に配付されております付託議案一覧表のとおりでございますので、よろしく願いいたします。

ただいまから議案の審査に入りますが、発言は必ず挙手の上、指名に基づいて行ってください。質疑は1問1答式とし、答弁は要点を簡潔に述べていただきたいと思っております。

なお、会議録作成のため、マイクのスイッチを入れ忘れないようお願いいたします。

また職員が資料確認などのため、審査の最中に委員会室を出入りすることにつきまして、あらかじめ許可したいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐原委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

出入りする職員におかれましては、審査の邪魔にならないよう静かに出入りするようお願いいたします。

では、議案の審査に入らせていただきます。

初めに、議案第92号、令和4年度湖西市病院事業会計決算認定についてを議題といたします。

関係資料は湖西病院事業会計決算書、決算附属書類、決算概要説明書10ページから13ページまでとなります。

これより質疑を行います。

全般で行ってまいります。

では、質問のある方は挙手をお願いいたします。

相曽委員。

○相曽委員 決算附属書類の6ページにあるんですね、患者数についてお聞きいたします。入院患者が3.0%減少した要因のほうをお教えください。

○佐原委員長 附属書類6ページにある数字ですね。

医事課長。

○間宮医事課長 入院患者が3.0%減少した要因ということですが、入院患者数ですが延べ患者数で1万8,621人、前年度と比べ580人の減、こちらについて3%の減となっております。

主な診療科の増減としては内科系ですが、こちら内科循環器内科になりますが、1,288人の減、外科で272人の減、整形外科のほうでは常勤医師が1名増えたという影響もありまして、1,013人の増となっております。

入院患者数の減少に関しては、長引くコロナウイルス感染症ですが、令和4年度につきましては、第7波、第8波のほうの影響がありましたので、こちらのほうで感染防止対策として、急がなくてもよい手術日を先送りする等の対策が求められたことや、9月と2月に当院のほうでも院内クラスターが発生してしまったものですから、そちらの病棟への入院のほうを制限したというような影響もありましたので、そちらのほうが増えた原因かなと考えております。

以上です。

○佐原委員長 どうですか。よろしいですか。

ほか、どうでしょう。

加藤委員。

○加藤副委員長 同じく6ページですけども、外来患者数で2.1%増加になっていますが、その要因は何でしょうか、教えてください。

○佐原委員長 医事課長。

○間宮医事課長 医事課長がお答えいたします。

外来患者が2.1%増加した要因ということですが、外来患者数ですが、こちらのほうは延べ患者数が8万6,713人、前年度と比べ1,742人の増となっています。

要因といたしましては、新型コロナウイルス、こちらのほうも感染症になるんですが、コロナのほうウイルスが流行ったということで、そちらの疑いのある患者さんのほうが増加しまして、内科のほうで920人の増、小児科のほうで1,277人の増ということで、こちらの受診のほうが増加したということと、あと整形外科の先生、常勤の先生が1名増えたということで、整形外科のほうで1,877人の増加をしたということが要因かと思います。

それと去年と比べまして、診療日数も1日多かったということもありますので、そちらのほうも要因かと思います。以上です。

○佐原委員長 いかがですか。加藤委員。

○加藤副委員長 今の説明だと、コロナの影響と先生の増減ということがメインということですけど、コロナの影響は単なる検査が、発熱による検査とかそういうのが多かったということですか。

○佐原委員長 医事課長。

○間宮医事課長 医事課長がお答えいたします。

検査だけというわけではないですが、それに附随して投薬なんかも院内で出したりということもあったりとかありますので、そちらの検査を合わせて投薬に至るまでの診療が増えたかなと思います。

○佐原委員長 加藤委員。

○加藤副委員長 ありがとうございます。

○佐原委員長 ほか、いかがでしょうか。

三上委員。

○三上委員 住民検診の受診者が6.9%減少した要因は何ですか。6.9%というのは、誤差の範囲なのか、大きな変化なのかというのがちょっとよく分からないんですけど。

○佐原委員長 これも同じ附属書類の6ページの下のほうですね。人間ドックなどの。

医事課長。

○間宮医事課長 医事課長がお答えいたします。

住民検診のうち、胃がん検診の対象者というものが、今までは40歳以上全員というふうに対象になっていたんですが、令和4年度から50歳以上で、かつ2年に1回ということで、対象のほうが変わった関係で、こちらのほうで450件ほど減少しています。そのほかで婦人科検診とか肺がん検診も年々受ける人が減っている傾向がありまして、そちらのほうの影響で減少したと思われます。

以上です。

○佐原委員長 三上委員。

○三上委員 そう大した問題じゃないという解釈をすればいいんですか。

○佐原委員長 医事課長。

○間宮医事課長 胃がん検診のほうで2年に1回ということになってしまったものですから、今後も減り続けるということでは問題ではあると思います。

○佐原委員長 三上委員、マイクを通じて言ってください。

○三上委員 大した問題じゃないですかと聞いたら、問題だって言うからな、ちょっといいのかなど。

○佐原委員長 医事課長。

○間宮医事課長 胃がん検診の対象が変わったというのは市の方針でもありますし、厚労省のほうからの指導ということもありますので、こちらのほうは仕方がないというふうに考えております。

以上です。

○佐原委員長 病院事務長。

○太田病院事務長 では補足させていただきます。

やはり病院としては検診に力を入れていかなきゃいけないということは考えております。制度が変わったことによって受診する対象者が減ったというのは仕方がないことなんですけど、やはりそれでも受検者を増やすという努力はしていかなきゃいけないというふうに思っていますので、受検者数が減ったということは病院としては問題であるというふうに認識しております。

以上です。

○佐原委員長 三上委員、いかがですか。

○三上委員 問題だとは言いながら、聞いていると大した問題じゃないと。国の方針でそうなって減っているわけだから、大きな問題ではないですねというふうに何となく感じがありますけどね。減ったこと自体は問題かもしれんけど、大した問題じゃないなという感触を受けました。

以上です。

○佐原委員長 ほかはよろしいですか。この件に関して。

加藤委員。

○加藤副委員長 先日、経営強化プラン策定委員会に参加させていただきましたけど、そのときに近所の近くの企業の幹部の方がそういう検診に来られる方へのアピールとかサービスで増やすことは、やはり経営上大切だというふうに言われていましたので、そういうような発言を期待していたと思うんですよ、三上さんは。だからそういうスタンスに立ってやっていただきたいなと思います。

以上です。

○佐原委員長 ほかの委員はよろしいですか。

では、次にまいります。

次の質問で、ほかに。収支などに関して。病院の事業収入や費用などに関する質問はいかがでしょうか。

菅沼委員。

○菅沼委員 収益的収支なんですけども、附属書類の7ページになります。入院収益が2.1%、前年比で減少した要因を教えてください。

○佐原委員長 医事課長。

○間宮医事課長 医事課長がお答えいたします。

入院収益の減少の一番の要因といたしましては、患者数の減少による影響と考えます。併せて令和4年度の診療報酬改定がありましたが、こちらのほうが薬価と合わせまして、マイナス1.1%のマイナス改定となった影響もあるかと思っております。

以上です。

○佐原委員長 どうですか、菅沼委員。

○菅沼委員 ちょっと何か耳が遠くなっちゃって、はっきり聞き取れなかったんですけど。もうちょっと大きい声ですみません。

○佐原委員長 医事課長。

○間宮医事課長 入院収益の減少の一番の要因といたしましては、患者数の増減による影響だと考えています。併せて令和4年度の診療報酬改定がありましたので、そちらのほうで薬価と合わせまして、マイナス1.1%のマイナス改定となった影響があったかと考えています。

以上です。

○佐原委員長 菅沼委員。

○菅沼委員 患者数の増減というのは、これはどういった理由でしょうか。

○佐原委員長 医事課長。

○間宮医事課長 先ほども入院患者数の3%の減少というところでお話させていただきました。その理由となります。

○佐原委員長 菅沼委員。

○菅沼委員 すみません、ありがとうございます。終わります。よく分からん。

○佐原委員長 菅沼委員、よく分からないままでいいですか。

○菅沼委員 いいです。

○佐原委員長 では、改めてまた勉強会等でお聞きします。

ほかはいかがでしょうか。

二橋委員。

○二橋委員 同じく収益的収支の今度は外来収益ですけども、前年度比1.6%の減少ということですけど、この減少の要因というのは何か教えていただきたいと思います。

○佐原委員長 医事課長。

○間宮医事課長 医事課長のほうがお答えいたします。

外来収益のほうですが、先ほど入院の収益のほうでお話させていただきましたが、診療報酬改定の影響があるかと思えます。あと、コロナウイルス検査のほうですが、段階的に点数のほうも下がっておりまして、そちらのほうで点数が下がった影響等もあるかと思えます。あと、コロナ禍での受診控えとか、あと長期投与、受診をちょっと延ばすような治療になったりするものですから、そちらのほうで受診回数が多少減ったというような影響もあるかと思えます。

以上です。

○佐原委員長 二橋委員。

○二橋委員 一概には言えんですけども、一つの要因としては今の説明でいいんですけども、外来患者数は2.1%増えているよというところのつなぎというのはどんなふうに理解されていますか。

要するに外来患者数が2.1%増えているけども、やはりいろんな要因があって、外来収益が、収益のほうで1.6%減少したと。いや一般的には、同じ単価なら当然上がるわけじゃないかなと思うんですけども、こんなに影響あるものなんですかね。

○佐原委員長 医事課長。

○間宮医事課長 医事課長のほうがお答えいたします。

診療報酬改定のほうが、先ほどお話ししたとおりマイナス改定ということで、そちらのほうで同じ治療をしていても、おおよそ1.1%ぐらい下がるような改定となっておりますので、そういった影響と、先ほど言いましたがコロナの検査の点数が令和3年と令和4年で点数のほう下がっている関係で、そちらも同じことをやっても収入が減ってしまうということもあるので、そういった影響かと考えます。

以上です。

○佐原委員長 二橋委員。

○二橋委員 手元に資料がなかったら、ごめんですけれども、外来収益の下がった診療科って特に目立つ診療科というのは、もし分かりましたら教えていただきたいと思います。

○佐原委員長 医事課長。

○間宮医事課長 医事課長がお答えいたします。

収益のほう下がったかということですが、例えば循環器内科とか、外科内科が下がっています。

以上です。

○佐原委員長 二橋委員。

○二橋委員 そうした要因というのは、全体の要因ではなかなか分かりにくいものですから、経営するためにはどこがどう弱いのか、あるいはどこがどういう原因になっているのかということ、すくってみてこそはじめて収益の拡大につながっていくということなものですから、今これ診療科で言うと循環器とか外科ということなんですけれども、こちら辺をまた来年度に向けてよく精査していただければと思います。

以上です。

○佐原委員長 ありがとうございます。

次の質問はいかがでしょうか。

相曾委員。

○相曾委員 検診収益のほう1.4%増加していると思うんですけれども、その要因を教えてください。

○佐原委員長 医事課長。

○間宮医事課長 医事課長がお答えいたします。

検診収益が1.4%増加したというような要因になりますが、こちらのほうは人間ドックの予約枠の工夫といったようなことを行いまして、こちらのほうですが、ドックをやりたいという方が比較的月曜日とか金曜日が人気があるものですから、なるべく月曜日、金曜日の枠をドック優先で取るということで、ほかの病院さんのほうでドックをするということにならずに、うちのほうでやっていただくような形を取りました。

あとは知り合いの方や市役所の職員の方なんかもそうなんですけど、いろいろと声かけをしまして、人間ドックのほうの受診者を増やしていくような取組を行いました。

以上です。

○佐原委員長 相曾委員。

○相曾委員 先ほど、人間ドックの検診等の人数は2.1%下がっていると思うんですけれども、収益的には上がっているというふうになるんですが、特に、そうすると単価が上がったという認識でいいのか、人間ドックの数がそれだけ増えて収益につながったという認識でいいのか。それとも、ほかの何か違う分野で収益が上がったと判断するのか。そこら辺はどうでしょうか。

○佐原委員長 医事課長。

○間宮医事課長 医事課長がお答えいたします。

先ほどの住民検診については、比較的単価が安いものになります。人間ドックのほう料金のほうが高い関係で、そちらの方が増えると収益のほう伸びる形になったかと思います。

以上です。

○佐原委員長 相曾委員。

○相曾委員 住民検診だけではなくて、令和3年、令和4年のトータルの患者数、受診者数が減っているにもかかわらず収益が伸びたところのアセスメントなんですけど、そこは住民検診のだけじゃなくて、ほかの分野で何か突飛的な収益につながるようなことがあったのかどうかということなのだと思います。

○佐原委員長 医事課長。

○間宮医事課長 医事課長がお答えいたします。

ドック以外でも事業者の検診内科も数的には増えておりますので、そちらのほうも要因かと考えます。

以上です。

○佐原委員長 では次に、ほかにある方いらっしゃいますか。

加藤委員。

○加藤副委員長 77ページの補助金医業外収益でのところですけども、国と県の補助金が33.1%の増加になっている要因を教えてください。

また、他会計補助金がマイナス11.5%になってますけども、その増えたのと、このマイナスは関係があるのかどうかも教えてください。

○佐原委員長 管理課長、お願いします。

○村越管理課長 まず、国県補助金の増額した要因でございますけれども、主な要因としましては新型コロナウイルス感染症患者のために確保病床をしております。こちらが令和3年度よりベッド数を増やしたことによる補助金が増額したことが主な要因でございます。

そのほかにも令和4年度は物価高騰対策、また休日の診療体制確保に対する補助金、こちらのほうがございましたので増額になっております。

それから、他会計補助金でございますけれども、こちらのほうは市からの繰入金が減額になったもので、営業助成が6,700万円減少したことが主な要因でございます。

以上です。

○佐原委員長 加藤委員。

○加藤副委員長 国県の補助金というのは、もう一過性ですか。

○佐原委員長 管理課長。

○村越管理課長 後で申し上げました物価高騰と休日診療体制につきましては、令和4年度のみということでございました。先に申し上げた病床確保については今年度令和5年度もございますけれども、額がかなり少なくなりましたものですから、また来年度決算のときに御報告はさせていただきますけれども、補助金としてはありますけれども、額はかなり減少しているという状況でございます。

以上です。

○佐原委員長 加藤委員。

○加藤副委員長 了解しました。

○佐原委員長 ほかに質疑がある方。

三上委員。

○三上委員 相曾委員の質問からの関連なんですけど、検診収益は1.4%、わずかに増加したわけですね。検診運営費は15.8%増えてるわけです。ちょっと増えてるだけの収入なんだけど、費用は15%というのはかなり大きく増えているんだけど、この辺の関係はどうなんですか。

○佐原委員長 附属の書類の8ページですね。

管理課長。

○村越管理課長 検診運営費の費用の増額でございますけれども、主な理由としましては、正規の事務職員が令和3年度より1名増員しております。そのことにより人件費が増額になりました。その前の令和2年度は3名だったんですけども、令和3年度は2名に減数して、昨年度決算は減額になっておりまして、先ほど申したように検診は大事な業務でございますので、令和4年度、正規職員事務職員を1名増員の3人体制に戻したことで、前年度よりは増額したというのが主な要因でございます。

以上です。

○佐原委員長 三上委員。

○三上委員 それは収益がわずかにしか増えていないけど、運営費は人件費が1人増えたから、いっぱい増えちゃったんだけど、その収入とコストとのバランス的には別に問題はないということですよね。

○佐原委員長 管理課長。

○村越管理課長 収益は結果になりますので、今後そこをちゃんと精査してやっていきたいとは考えておりますけど、令和4年度当初では人数を元に戻したことによって収益は上がるように努力したつもりですけれども、結果として収益が減ってしまったというところは、今後精査していかなければならないとは思っております。

以上です。

○佐原委員長 病院事務長。

○太田病院事務長 それにちょっと補足をさせていただきますが、2人体制のときはかなりの時間外労働を強いられていたということがございます。ここを1人増員したことによって働きやすい環境が整備されたというふうに認識しております。

以上です。

○佐原委員長 三上委員。

○三上委員 了解しました。過重労働で乗り越えていたのを、やっと正常な人間の体制になったということね。分かりました。

○佐原委員長 ほか、いかがでしょうか。

菅沼委員。

○菅沼委員 同じく附属書類の8ページで、研究研修費が前年比で22.7%増加した理由を教えてください。

○佐原委員長 管理課長。

○村越管理課長 増額した主な要因でございますけれども、研修旅費になりまして、令和4年度は看護師を5名採用しましたことによりまして、新人看護研修に関する費用と学会等が昨年度からWeb開催から現地開催に戻ったことにより前年度より増額になったことが主な理由でございます。

以上です。

○佐原委員長 菅沼委員。

○菅沼委員 分かりました。

○佐原委員長 ありがとうございます。

では、次はいかがでしょうか。

二橋委員。

○二橋委員 キャッシュフローの計算書なんですけども、前年と比べると資金が4億1,181万1,000円ほど増加していると。こういうことでございますけども、この要因としてはどうですか。

○佐原委員長 管理課長。

○村越管理課長 主な要因は先ほど収入のほうで申し上げましたけど、国県補助金が約3億円ございました。それから令和4年度に実施いたしました工事や医療機器の購入の支払いが令和5年度になったことにより、キャッシュフローのほうで4億円強増加したものでございます。

以上です。

○佐原委員長 二橋委員。

○二橋委員 コロナの関係で非常に医療体制にずいぶん影響があったと思うんですけども、例えばの話で湖西病院の経営規模としては、運営上キャッシュフローがどのぐらいが望ましいかという値がありましたら教えていただきたい

と思います。

○佐原委員長 管理課長。

○村越管理課長 3億円から4億円ぐらいです。以上です。

○佐原委員長 二橋委員。

○二橋委員 そうしますと、前年度というか、過去を振り返ってみると非常に厳しい状況の中で経営されているというのは分かるんですけども、時々キャッシュフローを対象にして繰出金とか等々に影響するというような話も多分あると思うんですけども、本来ならちゃんとした経営をするためには、やはりこれだけの資金が必要だと。そのためにキャッシュフローをこのぐらいに置いておくんだっていう、やはりそこはどうしても削れないところなものですから、常にそこを、先ほど3億円、4億円と言ったけど、ちょっと甘いところもあるかと思いますが、それを正確に判断するようなキャッシュフローにしていきたいと思います。以上です。

○佐原委員長 答弁はいいですか。

○二橋委員 いいです。

○佐原委員長 ほかはございませんか。

菅沼委員。

○菅沼委員 概要説明書の11ページで、病院事業収益の他会計負担金なんですけど、救急医療なんですけど、6床分を確保しているということなんですけど、この6床分で年間何日ぐらい利用されたか、分かれば教えてください。

○佐原委員長 管理課長。

暫時休憩といたします。

午前10時30分 休憩

---

午前10時31分 再開

○佐原委員長 休憩を解いて、会議を再開いたします。

医事課長。

○間宮医事課長 医事課長がお答えいたします。すみません、救急のほうで入院した患者数なんですけど、延べ人数は分からないのですが、実人数で御回答させていただきます。入院患者数のほうは573人となっております。以上です。

○佐原委員長 菅沼委員。

○菅沼委員 分かりましたけど、また日数が分かれば教えてほしいんですけど。ちなみに確認ですけど、この負担金の根拠というのが、病床に利用料を掛けて、さらに年間365日を掛けたものと、あと人件費だとかもろもろの経費だということでもよかったですね。これ確認ですけど。

○佐原委員長 管理課長。

○村越管理課長 そのとおりです。

○佐原委員長 菅沼委員。

○菅沼委員 日数が分かったら教えてください。

○佐原委員長 救急6床の利用日数。年間のね。また後ほどお願いいたします。

ほかはよろしいでしょうか。

相曾委員。

○相曾委員 説明書の中では内訳が書いていないのでさっぱり分からないんですけど、外国籍の方が多分利用されているのが結構多いと思うことと、通訳さんがいて、診療するときにはやっているのは多分湖西病院だけじゃないかもしれないんですけど、比較的湖西病院が多いかなとは思いますが、コロナが開けてきて外国人の方がまた来られて働いている中で使われる方が多いと思うんですけど、そういう通訳が必要な方の利用率とか外国籍の方の利用率みたい

なところは何か出されているのか。そこら辺は何かデータがありますか。

○佐原委員長 決算の項目で言うと、通訳さんの人件費があつて、費用対効果みたいなことを聞かれないということですか。

○相曾委員 はい。

○佐原委員長 医事課長。

○間宮医事課長 医事課長がお答えします。申し訳ないですが、手持ち資料でそういった資料を持ち合わせておりませんので、また後日、回答させていただきます。

○佐原委員長 相曾委員。

○相曾委員 すみません。また後日、教えていただきたいと思います。

○佐原委員長 ほかはよろしいでしょうか。

加藤委員。

○加藤副委員長 決算概要説明書の12ページです。病院事業費用で、前年度と本年度を比べると保育所運営費が400万円程度増加していますけども、その要因を教えてください。

○佐原委員長 管理課長。

○村越管理課長 保育料費用の園児が増加したことに伴いまして、保育士を採用したことによる人件費の増でございます。それと建物修繕費も園庭の芝、砂場の入れ替え修繕等を行いまして、そこへ通う園児が安心して使えるように修理したことによる増額でございます。以上です。

○佐原委員長 加藤委員。

○加藤副委員長 園児の増加というのは、何人から何人に増えたんですか。

○佐原委員長 管理課長。

○村越管理課長 年度に出入りがあるものですから、年度と言うか、延べになりますけれども、令和3年度は38名、令和4年度は63名で、それぞれ令和3年度は最大4名だったものが令和4年度は最大8名の時期がございました。以上です。

○佐原委員長 加藤委員。

○加藤副委員長 延べという感覚がよく分からないけど、延べというのはどういう数え方ですか。

○佐原委員長 管理課長。

○村越管理課長 育休明けとか、育休明けで年度途中で復帰するとか、あと退職により園を退所すると。そういう形になりますので、常に1年間同数ではないということでございます。以上です。

○佐原委員長 加藤委員。

○加藤副委員長 4名から8名と人数的には増えられたということですけど。

先生の体制というか、保育士の体制というのはどういうふうになっているんですか。

○佐原委員長 管理課長。

○村越管理課長 保育所につきましては、園児の年齢によって必要人数が決まっております。令和3年度は2名体制で可能だったものが、令和4年度につきましては園児が増えたことにより3名体制にさせていただいたことが要因でございます。以上です。

○佐原委員長 加藤委員。

○加藤副委員長 そうすると、年齢の低い子が増えたということですか。

○佐原委員長 管理課長。

○村越管理課長 低年齢の園児も増えたこともございますけれども、総数的に最大8名いるということになると2名対応では不可能でありますことから3名に増員させていただきました。以上です。

○佐原委員長 加藤委員。

○加藤副委員長 保育士さんはどのような交代シフトでやっているんですか。

○佐原委員長 管理課長。

○村越管理課長 固定でございます、令和4年度は正規職員が1名、常勤職員が1名、非常勤職員、会計年度ですけれどもこちらが2名でございます。以上です。

○佐原委員長 加藤委員。

○加藤副委員長 私が聞いたのは、例えば8時から15時だけじゃなくて、夜勤めている人もいるから、どのようなシフトでやっているのかというそういうこと。

○佐原委員長 管理課長。

○村越管理課長 申し訳ありませんでした。今、夜勤の方で預けられる方がいらっしゃいませんので、8時から17時でございます。以上です。

○佐原委員長 加藤委員。

○加藤副委員長 了解しました。

○佐原委員長 ほかはよろしいでしょうか。

二橋委員。

○二橋委員 過年度の損益修正損の中で、多分これ診療報酬の査定が減になるんですけども、ここに相対してレセプトの点検作業は正確に加えるかどうか、ちょっと確認したいもんですからお聞きしました。どういう原因で前年度よりも倍増してるというか、どういうことなんですか。

○佐原委員長 医事課長。

○間宮医事課長 医事課長がお答えします。

過年度分で高額な査定が数件あったのですが、そちらのほう今回、循環器のオペでちょっと高額な査定があったのと、皮膚科軟膏処置と言いまして、例えば高齢者の方が割と皮膚が乾燥してしまうので、保湿剤を体に塗るといようなことをやるんですが、こちらのほうが広範囲なものが認められなくなってきたというようなことがあったので、今回そういったことで高額な査定が発生してしまったというようなことを聞いています。以上です。

○佐原委員長 二橋委員。

○二橋委員 分かりました。

○佐原委員長 質疑のほうは以上でよろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐原委員長 では、これをもって質疑を終結いたします。

討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐原委員長 これをもって、討論を終結いたします。

これより議案第92号、令和4年度湖西病院事業会計決算認定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり認定することに賛成する諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○佐原委員長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり認定すべきものと決しました。

ここで暫時休憩とします。

午前10時42分 休憩

午前10時45分 再開

○佐原委員長 休憩を解いて、会議を再開いたします。

ただいまから議案の審査に入りますが、発言は必ず挙手の上、指名に基づいて行ってください。

質疑は1問1答式とします。答弁は要点を簡潔に述べてください。

なお、会議録作成のため、マイクのスイッチの入れ忘れのないようお願いいたします。

それでは、議案第88号、令和4年度湖西市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

決算書は20ページから23ページ及び333ページから351ページ、主要政策成果の説明書は205ページから217ページまでとなります。

これより質疑を行います。

質疑は歳入全般と歳出全般に分けて行います。

初めに、歳入について質疑を行います。

質疑のある方はございませんか。

相曽委員。

○相曽委員 歳入のところの決算書334ページ、主要施策成果の説明書は207ページのところでございますが、介護保険料が前年度より増えています。特別徴収保険料の増額及び普通徴収保険料の減額の要因を教えてください。

○佐原委員長 高齢者福祉課長。

○阿部高齢者福祉課長 お答えいたします。介護保険料収入が増えた主な要因といたしましては、第1号被保険者、これは65歳以上の方になりますけれども、その人数が前年度対比で71人増加したことと、所得水準の高い方の割合が増えたことが要因として挙げられております。

介護保険料の算定は、市民税の課税状況や本人の所得に応じて第1段階から第10段階の10段階に区分されております。最上位である第10段階の方が512人と前年度対比89人増加している状況でございます。これは主要施策成果の209ページに第1段階から第10段階までの内訳が載っておりますので御参照ください。

また介護保険料収入の内訳として、特別徴収保険料が増え、普通徴収保険料が減っている要因につきましては、保険料の納め方に起因するものとなります。65歳以上の方の介護保険料の納付方法には、年金から天引きする特別徴収と、納付書により納付する普通徴収の2種類がございます。年金受給者の介護保険料は、原則年金からの天引きとなりますが、初めて65歳になられた年は日本年金機構の運用上、すぐには年金天引きが開始されず、おおよそ翌年度からとなることから、それまでは納付書により普通徴収により納付をしていただくことになっております。第1号被保険者数の推移として、令和3年度は前年対比658人の増加でございましたが、令和4年度は71人の増加にとどまっております。このことから、昨年の令和3年度に65歳になられた方が、令和4年度になり年金天引きへと切り替わったことにより、特別徴収保険料が増え、反対に普通徴収保険料が減るといった要因となっております。以上でございます。

○佐原委員長 相曽委員、よろしいですか。

○相曽委員 はい。

○佐原委員長 ありがとうございます。

では、次に質疑のある方。

加藤委員。

○加藤副委員長 決算書の335ページですけども、不納欠損額の内容を教えてください。

○佐原委員長 高齢者福祉課長。

○阿部高齢者福祉課長 お答えいたします。不納欠損額の内容の内訳につきましては、死亡や相続放棄が3人で13万5,000円、転出や出国が10人で50万1,200円、行方不明や職権消滅が1人で7万1,500円、その他、生活困窮とか無資力という方が49人で247万2,000円。これらを合計いたしますと合計63名で710万9,700円となります。

すみません。大変失礼いたしました。訂正させていただきます。317万9,700円となります。

処分金額が、ただいま申し上げた317万9,700円でございますが、日本人と外国人の比率につきましては、日本人の方が210万8,000円、外国人の方が107万1,700円、対象者数の63名の内訳といたしましては、日本人の方が40名、外国人の方が23名、このような内訳となっております。以上でございます。

○佐原委員長 加藤委員。

○加藤副委員長 今、概略の説明がありましたけど、この317万円という金額は、大体、例年並みということで受け止めていいんですか。

○佐原委員長 高齢者福祉課長。

○阿部高齢者福祉課長 お答えいたします。ちなみに昨年度ですけれども、令和3年度は316万6,800円ということで、令和3年度に比べて1万2,900円の増ということになっておりますので、ほぼ変わらずと言いますか、若干微増という形に収まっております。以上でございます。

○佐原委員長 加藤委員。

○加藤副委員長 そういう中でも外国人の方の、先ほど23名と言われていましたけど、年々外国人の数が増加してるとか、そういう傾向はあるんですか。

○佐原委員長 高齢者福祉課長。

○阿部高齢者福祉課長 やはり被保険者になれる外国人の方が近年増えておりますので、それに伴って外国人被保険者の方の欠損処分も増えているという状況でございます。以上でございます。

○佐原委員長 加藤委員。

○加藤副委員長 それはどういう受け止めをしてるんですか。しょうがないなと思ってるのか。何か対策をしようと思ってるのか。

○佐原委員長 高齢者福祉課長。

○阿部高齢者福祉課長 すみません。確認のため、お時間をいただきたいと思います。

すみません、お待たせいたしました。この不納欠損を回避するために、徴収に向けていろいろとアクションは起こしております。昨年度につきましては、まず督促状、これはうちの介護保険料に限らず、どんな税目でも恐らくやっ

ていらっしゃると思いますが、納期限後20日を経過した場合に督促状というものを出してあります。

それから、今度は催告状と言いまして、年に2回、令和4年については9月と2月に催告状を発送しております。

それから電話催告といたしまして、担当者の方で年間約50件、電話による催告を昨年度は行いました。また、これとは別に、保険年金課のほうの後期高齢者医療保険がございますけれども、あちらのほうは75歳以上の方が対象ということになっておりまして、大体介護保険料を滞納される方というのは、そちらのほうも滞納されていらっしゃる方が多いものですから、合同で滞納整理というものをさせていただいております。昨年度につきましては10名の方を保険年金課と合同で回らせていただいております。以上でございます。

○佐原委員長 加藤委員。

○加藤副委員長 払えない要因というのは収入がないということですか。

○佐原委員長 高齢者福祉課長。

○阿部高齢者福祉課長 まさに今、委員おっしゃったとおりでございます。ほとんどが無資力であるとか財産がないという方です。あとはあまり言うてはいけないかもしれないけれども、納付意識の欠如と言いますか、そういった要因が主な要因となっております。以上でございます。

○佐原委員長 加藤委員。

○加藤副委員長 了解しました。

○佐原委員長 ほかに質疑はいかがでしょうか。歳入のほうで。

三上委員。

○三上委員 主要施策成果説明書208ページ、一般会計繰入金が増加しております。その理由と来年はどうかと予測ができれば。

○佐原委員長 高齢者福祉課長。

○阿部高齢者福祉課長 お答え申し上げます。まず令和4年度の繰入金からについてですけれども、介護給付費負担金、これ繰入金と大きく分けて4つあります。こちらは主要施策成果208ページに記載されているとおりでございますけれども、介護給付費負担金については介護認定者数の増加に伴い増加となっております。その下の事務費繰入金につきましては、令和3年度に比べ介護保険システムに係る改修費用が大幅に減少したことにより減額になりました。そして、その下、地域支援事業繰入金につきましては総合事業の利用者が増えたことにより増額というふうになっております。

最後、今度、低所得者保険料軽減負担金につきましては、軽減対象となる被保険者の増により増額になりました。ちなみにこの低所得者保険料軽減負担金というのは、先ほどの歳入のほうのお話にもありましたが、私どもは保険料収入を10段階に分けておりますけれども、そのうち所得の低い方、第1段階から第3段階までの方の保険料を軽減しているんですけれども、そうするとどうしてもその部分が歳入として欠損する部分になりますので、それを国と県のほうから補填していただいと。そういったようなものになります。雑駁ではございますが、以上でございます。

それから令和5年度、今年度につきましては、介護給付費負担金につきましては、どうしても2年後に迫った2025年の団塊世代ピーク、その後の2040年の団塊ジュニアピークに向けて、これから高齢者がどんどん、どんどん増えていくものですから、当然給付費もそれに比例して伸びていきますので、介護給付費負担金につきましては、今後も伸び続けるというような形で今年度の予算も組んでおります。以上でございます。

○佐原委員長 三上委員。

○三上委員 了解しました。

○佐原委員長 ありがとうございます。歳入については、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐原委員長 では、歳入についての質疑は、ここまでといたします。

1時間になりますので、ここで休憩を10分取らせていただきまして、その後、11時10分から歳出を行います。休憩します。

午前10時58分 休憩

---

午前11時06分 再開

○佐原委員長 では、休憩を解きまして、会議を再開させていただきます。

介護保険特別会計の決算審査ですけれども、では、歳入まで進みましたので、歳出のほうで質疑のある方、いらっしゃいますか。

菅沼委員。

○菅沼委員 歳出の決算書343ページ、主要施策成果の説明書210ページの介護認定申請件数や認定者数の動向はどうか、お伺いします。

○佐原委員長 高齢者福祉課長。

○阿部高齢者福祉課長 お答えいたします。申請件数は令和3年度と比較いたしまして、487件の増加となっております。結構大きな数字になりますけれども、これは制度改正による介護認定の有効期間というものがあるのですが、これが制度改正によって延長されていたものが、一斉に満了したことにより更新対象者が大幅に増加したことによる

ものと分析しております。具体的には平成31年4月令和元年度のあれになるんですけども、4月から施設入所者で要介護5、一番重い方ですね。その方が更新する場合は期間が延長されまして、しかも要介護5の方の状態が変わらない5から5という方につきましては、36か月になりますので3年間延長になりました。

それと同年に令和元年度の今度は12月から更新対象者の場合、同じように36か月まで、これは一律36か月ではなくて状態とか、その方の介護度にもよりますけれども、最長で36か月まで認定期間の延長が可能になったという、こういった制度改正による有効期間の延長が令和元年、2年、3年ですので、3年間で切れてしまったので令和4年度に大幅に更新の対象者が増えたことによるというような原因となっております。

また認定者数につきましては、昨年度比67人増加し、2,263人、これは主要施策成果にも記載してございますけれども、という数字になっております。これは令和4年度において、長引くコロナ禍の影響等で外出の機会が減って、その結果、外へ出なくなった方がフレイル、虚弱になった方が増えたことや、総合事業対象者が介護保険の認定を受けて認定されたことにより増加したということが考えられると思います。以上でございます。

○佐原委員長 菅沼委員。

○菅沼委員 ありがとうございます。よく分かりました。ちなみに、つい先日、新聞紙上で発表されたお達者度、これで湖西市は非常に女性も男性も上位にいるということなんですけど、お達者度の条件として、要介護2から5の人は対象ではないということなんですけど、湖西市は2から5というのが他市と比べてもかなり低いということで、よろしいですか。

○佐原委員長 高齢者福祉課長。

○阿部高齢者福祉課長 まさにそのとおりでございます。

○佐原委員長 菅沼委員。

○菅沼委員 ありがとうございます。

○佐原委員長 加藤委員。

○加藤副委員長 それに関連して、要介護の査定が厳しいということですか。

○佐原委員長 高齢者福祉課長。

○阿部高齢者福祉課長 もういろんな方面からそういうお話を頂戴しているんですけども、令和3年度の終わりに国のほうからそういった介護認定審査会の審査に関する監査みたいなものに手を挙げて受講させていただきました。その結果、湖西市は大変よくやっていますということでお墨付きはいただいていますので、そこはちょっと斟酌していただけるとありがたいかなというふうには思っております。以上でございます。

○佐原委員長 ほかはどうでしょうか。関連。

二橋委員。

○二橋委員 主要施策成果の説明書で215ページの下段にある成年後見人制度の利用状況等、ここ人数はあるんですけども、業務内容がはっきり分からないもんですから、教えていただきたいと思います。

○佐原委員長 高齢者福祉課長。

○阿部高齢者福祉課長 まず成年後見制度利用支援事業につきましてですけれども、これは今、二橋委員から御指摘がありました、こういったことをやっているかと言いますと、身寄りがなく認知症等の高齢者の方に対し、成年後見制度の市長による職権申立てとか、あと成年後見人等への報酬の助成を行っているものでございます。

令和3年度におきましては、市長申立ては1件、後見人に対する報酬助成は1件でございましたけれども、令和4年度における市長申立ては6件、後見人等に対する報酬助成は7件と、大幅に申立て件数、報酬件数とも増加しているのが現状でございます。

今後の展望につきましてですけれども、先ほど三上委員の練入れの話でも申し上げましたけれども、2025年の団塊世代の高齢者ピーク、その後の2040年の団塊ジュニア世代の高齢者ピークに向け、こういった認知症等によって後見

をつげなければいけないケースというのは、今後増えていくのではないかなというふうに考えております。以上でございます。

○佐原委員長 二橋委員。

○二橋委員 市長申立ての件数って、要するに認知症で身寄りがないもんですから、本人が申請するわけにいかないということでの市長申立てになるのかね。

○佐原委員長 高齢者福祉課長。

○阿部高齢者福祉課長 まさにそのとおりでございます。本来でしたら親族の方であるとか、そういった方がやっていただくことがあるんですけど、結局身寄りがなくて、どうしようもないので、もう市長の職権で申し立てるといふ、そういったことになります。以上でございます。

○佐原委員長 二橋委員。

○二橋委員 そうしますと、成年後見人になる方というのは限定されるんだよね。

○佐原委員長 高齢者福祉課長。

○阿部高齢者福祉課長 そうですね。家庭裁判所が選任するのですが、後見人は付いていただく方になります。付ける方、被後見人の方の対応と言いますか、こういった方にはこういった後見人さんが適切だろうということで、いわゆる3士、弁護士、司法書士、社会福祉士とか、そういった方をどういった方がこの方に付けるのが望ましいかというところで選任させていただいているというのが現状でございます。以上でございます。

○佐原委員長 二橋委員。

○二橋委員 そうしますと、成年後見申立負担金というのはどういう形になる。

○佐原委員長 高齢者福祉課長。

○阿部高齢者福祉課長 実際に成年後見制度利用支援事業の中の予算の組み立てについては、申立てに係る費用と、あとは後見人、先ほど説明させていただいたように、付いた後見人さんに対する報酬助成というものになりますので、申立て費用といっても、例えば申立てに係る郵送代の切手代とか、そういったものがメインになるものですから、というのが予算の内訳になります。以上でございます。

○佐原委員長 二橋委員。

○二橋委員 そうしますと、372万円について、要するに助成を行ったのは139万6,000円の中のこの中に入っているということね。

○佐原委員長 高齢者福祉課長。

○阿部高齢者福祉課長 そのとおりでございます。

○佐原委員長 二橋委員。

○二橋委員 そうしますと、どんどん身寄りがない人が増えていくと、どんどん助成が増えていっちゃうって。これ助成割合というのはどういうふうになっているの。令和4年度は。作業によって助成するのか、あるいはかかった費用の何割かとかって、どういう条件になっていますか。

○佐原委員長 高齢者福祉課長。

○阿部高齢者福祉課長 その方の持っている資産によって算式がございまして、預貯金等がある方とか収入のある方については、そこからマイナス30万円引いたりとかという算式がございまして、それで残りの足りない部分についてを助成していくというようなシステムになっているものですから、一義的には言えないんですけども、資力がない方が増えてくると、付ける後見人さんに対する報酬が増えてくると、それに比例して今後も増えていくのではないかなというふうに考えております。以上でございます。

○佐原委員長 二橋委員。

○二橋委員 分かりました。以上です。

○佐原委員長 ちょっと司会を副委員長に代わってもらって。

関連でいいですか。

○加藤副委員長 佐原委員。

○佐原委員長 今のところで、報酬助成件数が7件とあるんですけど、これは先ほど言った弁護士とか司法書士とか社会福祉士とか、付いた成年後見人さんに払う数ですか。

○加藤副委員長 高齢者福祉課長。

○阿部高齢者福祉課長 まさにそのとおりでございます。

○加藤副委員長 佐原委員。

○佐原委員長 市長申立ては6人だけれども、市長申立てでない人が1人いたから7人に報酬を払っている。いや、これは報酬払わない人もいるんですか。

○加藤副委員長 高齢者福祉課長。

○阿部高齢者福祉課長 そうではなくて、前年度から引き続きの方もこの中には含まれますので、ということで、その差分という形にはなっているんですけど、無報酬ということはないもんですから。以上でございます。

○加藤副委員長 佐原委員。

○佐原委員長 分かりました。なかなか深いのでしっかりまた勉強してきます。ありがとうございました。

○加藤副委員長 それでは、委員長と交代します。

○佐原委員長 ほかはいかがでしょうか。質疑のある方。

相曽委員。

○相曽委員 決算書の347ページ、主要施策成果説明書が215ページにあります。包括的支援事業費の中の在宅医療・介護連携推進事業の業務内容と成果についてお教えてください。

○佐原委員長 高齢者福祉課長。

○阿部高齢者福祉課長 お答え申し上げます。まず、在宅医療・介護連携推進事業というものがどういうものかと申しますと、介護保険法の地域支援事業に位置づけられ、市が主体となり、医師会と連携して取り組む事業になります。国から示された事業項目の全てを当市では平成30年4月までに実施いたしました。これ8項目ぐらいあるんですけども、それら全てについて平成30年4月までには実施しております。事業執行する中で特に意識していることは、できるだけ事業費をかけなくても実施できる事業であるとか、体制を充実させるためには関係機関等との調整を積極的に進めるという方針の下、今まで事業展開をしてきております。

主な事業の内訳といたしましては、湖西市在宅医療・介護連携推進協議会を年4回開催させていただいております。こちらの委員については14名の医師会であるとか、薬剤師会、ケアマネさん、そういったところもいろいろな多職種の方に参画いただいているものになりますが、こちらの予算の費目の内訳といたしましては、そういった方の委員に対する報酬費が10人分で29万6,000円、非常勤職員報酬194万2,971円、連携推進業務を一般社団法人浜名医師会へ委託しておりますけれども、この委託料として24万3,514円、そのほか資源データマップの委託料として7万7,000円、研修等の旅費として1,200円、需要費5万5,108円、役務費が1万2,000円で、合計262万7,793円を支出させていただいております。

このうち浜名医師会への委託内容と実績につきましては大きく3つございまして、在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討、それから医療・介護関係者の情報共有の支援、最後に医療・介護関係者の研修というものを三本柱として実施させていただいております。

在宅医療・介護の課題の抽出と対応策の検討につきましては、湖西市在宅医療・介護連携推進協議会、先ほど申し上げましたが、計年4回開催しているんですけども、湖西市における在宅医療・介護連携推進事業の状況報告であるとか、在宅医療・介護連携に係る課題について、毎回審議しております。

2番目の医療・介護関係者の情報共有の支援につきましては、静岡県在宅医療・介護連携情報システム、「シズケアかけはし」利用の促進のため、使用方法に関する説明とシステム復旧のための活動を行ったほか、専門職が活用できるお助けブックというものを作成いたしました。主にお助けブックというのは多職種連携のために必要なものを網羅した冊子となっております。こういった職種の方には、例えば、どなたかが入院されてから退院するまでの、退院してからの在宅のことを見据える中で、ケアマネさんにはこんなことをしてほしい、薬剤師の方にはこういったことをしてほしいとかという、そういった専門職向けの方への冊子になります。

最後になりますが、医療・介護関係者の研修につきましては、湖西市医療・介護多職種地域連携研修会を計2回、7月と2月に開催し、計112人の参加がございました。

そのほか、市民啓発につきましては、在宅医療の実際として医師が講師となり、計2回実施し、計57人の参加があり、普及啓発に努めたところでございます。

これらの事業の令和4年度の成果についてですけれども、医師会をはじめとした医療・介護の専門職団体の御理解をいただくとともに、積極的に関わっていただいたことでスムーズに事業を進めることができたことが成果の大きな要因だと考えております。

それから事業を始めた当初は医療サイドと介護サイドの垣根の問題というのがあるんですけれども、そういったことに多少の不安を感じていましたが、こういった介護連携推進協議会などの場を通じて、顔の見える関係づくりを進めることで解決していくことに配慮できたんじゃないかなということで、私どもも実感しております。介護保険事業計画を策定し、計画をもとに引き続き、この事業に取り組んでおりますが、今後はこれから作ろうとしている各種の仕組みやルール等の検証、多職種のますますの連携強化を図って、本市における地域包括ケアシステムの進化を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○佐原委員長 相曾委員。

○相曾委員 ありがとうございます。とても抽象的な言葉が結構多くて、本当に成果と課題を今、言っていたんですけれども、毎年、在宅医療・介護連携推進協議会というのをやられていらっしゃると思うのですが、私も会議録を見させていただいたんですけれども、あくまで情報共有の場で今終わってしまったような印象を私は受けたので、せっかくやるのであれば、情報共有はもちろん大事なんですけれども、その先にどうしたいのかというところの検討まで進めていかないと、毎年メンバーも多分替わられるので、初めまして、こんにちでは始まって、1年間終わりました、どうも、で、またこんにちでは始まってというのを毎年やられているのでは、せっかく事業にお金を払ってやっているのであれば、もう少し結果が出せると、より事業の必要性というか、そこら辺がはっきりしてくると思うんですけど。そこに関しては、このままでいいと感じられているのか、もう少し具体的に何かを進めていきたいと思ってるのか、そこら辺はどう考えていらっしゃいますか。

○佐原委員長 高齢者福祉課長。

○阿部高齢者福祉課長 まさに今、相曾委員御指摘のとおりでございますけれども、会議を傍聴していただいたことも。すいません、議事録のほうを御覧になっていただいたということですが、今、会議の中で進めているのもうかなり前からなんですけども、当市における医療・介護連携の強みと弱みというものをピックアップして、当然強みについては、より発展的にやっていく。弱みをどうするかというところで、その部分をやはり今後、どう解消していくかというところが、まず一つ大きな課題となっております。

もう一つは、やはり訪問診療が今後、先般ニュースでちょっとありましたけども、訪問診療というものが、今後大きな在宅医療をするにつれて課題になっているものですから、訪問診療のところを先般も2回目の会合を行いましたけれども、その際に市内の医療機関にどうやって訪問診療をやっていただくかというところが、今2つ目のポイントという形になっております。

最後、もう一つは、ACP、御存知だと思うんですけども、終活と言いますか、人生の最期をどういうふうに過ごす

かというACPは9月からACP専門部会というものを立ち上げました。その中でどういうふうにエンディングノートとかの活用とか、そういったところで、いかにして人生の最期を迎えるかというところで、今力を入れて、一応その3つを、今後、相曽委員がおっしゃったみたいに人もどんどん替わってしまうので、その引き継ぎも含めて協議会の中でしっかりと詰めていきたいなというふうに考えております。以上でございます。

○佐原委員長 相曽委員。

○相曽委員 ありがとうございます。なので、今後、高齢者が増えるというふうに今言われて、お金の面とその高齢者たちがその人らしく生きられるという人生をどういうふうに市がバックアップしていくかというところが課題になっていくし、その内容というものをどうするかというところを今検討している段階だとは思いますが、もうあと2025年というあと2年後になりますので、具体的にこうしていこうというところが早急に見いだせるといいかなとは思っておりますので。すみません、答弁は結構です。ありがとうございます。

○佐原委員長 すみません。また、副委員長に代わってもらって。

○加藤副委員長 佐原委員。

○佐原委員長 215ページの説明のところに、浜名医師会の次に「株式会社パドラックへの業務委託」とあるんですけども、何の委託をしているところですか。パドラックという会社は。

○阿部高齢者福祉課長 ちょっとすみません。資料の確認にお時間をいただきたいと思います。

○加藤副委員長 高齢者福祉課長。

○阿部高齢者福祉課長 これは資源データマップというものを作っております。ネット上にいわゆる私どもの地域資源、社会資源、医療機関であるとか介護施設であるとかというのをマッピングしてプロットしていただいている業務があるんですけども、そちらの委託料ということになっております。7万7,000円ですね。先ほど、すみません、私、委託料は7万7,000円と申し上げたんですけども、その業者のことを把握しておらずにすみませんでした。以上でございます。

○加藤副委員長 佐原委員。

○佐原委員長 これをデータ化した社会資源の地図を「かけはし」なんかアップするという作業ですか。

○加藤副委員長 高齢者福祉課長。

○阿部高齢者福祉課長 これはネットで見ることが誰でもできますので、特にシズケアとのリンクというよりも、本来に広く市民の方に周知するような資源マップという形になっております。以上でございます。

○加藤副委員長 佐原委員。

○佐原委員長 あと先ほど最後に課題のところは3つとおっしゃって、1つは在宅診療、訪問診療のこと、2つ目が終末のターミナルというの、看取りのこと。もう一つは何ですか。

○加藤副委員長 高齢者福祉課長。

○阿部高齢者福祉課長 強みと弱みという課題の洗い出しを一覧にしたものが、ちょっと今、手元に資料がなくて大変申し訳ないのですが、そこの強み・弱みの部分をいつも協議会の中で、じゃあ今度、この弱みの部分はこれで潰せたね、まだこれだけ残っているね、じゃあ次はこの弱みについてどうしていきましょうかというところで、先ほどの相曽委員のお話にもございましたけれども、ただただ会議を開いて頭を突き合わせているだけではいつまでたってもそれが解決しないものですから、やはり課題の洗い出しと解決策を、その都度、少しでもいいから前に進めていくということで協議会の中ではそういった進め方をしております。課題についてもたくさんあるものですから、具体的に今ここで一つ一つということがちょっと言えなくて申し訳ないのですが、主に医療と介護の連携に関することという形にはなっております。以上でございます。

○加藤副委員長 佐原委員。

○佐原委員長 分かりました。では、ありがとうございます。交代しました。

○加藤副委員長 では、また返上します。

○佐原委員長 では、委員長を交代します。

次の質問、加藤委員。

○加藤副委員長 決算書349ページ、説明書216ページに介護保険給付等支払準備基金の令和4年度中の内容を伺います。手短に。ポイントだけでいいです。

○佐原委員長 高齢者福祉課長。

○阿部高齢者福祉課長 お答え申し上げます。令和3年度決算による決算積立額として6,464万9,908円、利子積立額として13万5,845円、合計6,478万5,753円の増加となっております。令和3年度末の残高が7億3,139万9,608円でしたが、ここに今申し上げた6,478万5,753円を足しますと、令和4年度末残高としてこちらに記載してございます7億9,618万5,361円というような内訳となっております。以上でございます。

○加藤副委員長 加藤委員。

○加藤副委員長 了解しました。オッケーです。

○佐原委員長 では、ほかに質疑のある方はいらっしゃいますか。

二橋委員。

○二橋委員 215ページの先ほどの包括的支援事業費の中の生活支援体制整備事業、これ一層二層の話だと思うんですけども、この第二層の協議体を社会福祉社協議会に委託していると言うんですけども、この年度の内容をお聞きしたいと思います。

○佐原委員長 高齢者福祉課長。

○阿部高齢者福祉課長 お答え申し上げます。やっている内容につきましては、助け合いの地域づくりに向けた取組を推進していくために、各学校区にSCでございますが、生活支援コーディネーターを配置し、地域で不足しているサービスや担い手の創出、養成、活動の場の確保など、地域の資源開発を行い、それぞれの地域に合った具体的な活動を展開していくというものになります。介護自体が年に、ここに実績の回数を書いていないのですが、記憶していますが、昨年度は4回だったと思いますけれども、それを二層で集まって、それぞれの地区から出た課題について報告も受けております。委託事業になりますので、当然なんですけれども社会福祉協議会さんのほうから、こういったこの地区については課題があって、それを解決したものという二本立ての様式を実績報告書としていただいております。大雑把ではございますけど以上でございます。

○佐原委員長 二橋委員。

○二橋委員 それぞれ校区ごとにも、いろいろ格差があると思うんですけども、この年度の要するに委託事業の中で、進捗状況がもし分かれば教えていただきたいと思います。

○佐原委員長 高齢者福祉課長。

○阿部高齢者福祉課長 今、二橋委員がおっしゃったみたいに地区ごとに出てきている課題というのが、それぞれ異なっているんですけども、この二層自体がやはりいろんな地域団体、自治会であるとか、NPO法人であるとか、ありとあらゆる団体の方にいつも協議に参加していただいております、それぞれの参画していただいている団体の方で解決できるものについては民生の方ももちろんなんですけども、そういったものについては協議会の中で解決していくというのが基本的な流れになるものですから、ということで各地区で、それがちょっと二層の中ではもう到底取り切らないということであれば、一層、市でやっているものですから、そちらの一層二層の協議体の会合も設けているんですけども、その場で二層から上げていただいて、私ども、市が今度は主体となって解決していくと、そういった流れでやらせていただいております。以上でございます。

○佐原委員長 二橋委員。

○二橋委員 先ほども年4回ぐらいの会議は執行しているということなんですけども、校区別に要するに執行してい

るんですよ。

○佐原委員長 高齢者福祉課長。

○阿部高齢者福祉課長 そうでございます。

○佐原委員長 二橋委員。

○二橋委員 それで校区単位で進捗状況がかなり違うと思うんですけども、最終的な目標というか、協議体の要するにあるべき姿というのはどんなことを想定して、この事業を進めているんですか。

○佐原委員長 高齢者福祉課長。

○阿部高齢者福祉課長 最初に事業の概要を申し上げましたけれども、そもそもの生活支援体制整備事業というものの自体が、やはり各中学校区ごと、地域のいわゆる特性と言いますか、地域ごとに抱えている課題が、先ほど二橋委員がおっしゃったみたいに違うものですから、その各エリアごとに出された課題を基本的には二層のエリアごとに解決していくと。それにも本当にいろいろな問題というのが当然ありまして、その地区で当然解決できるものはいいんですけども、そういった校区ごとをまたいだ市全体として共通する普遍的な問題というものもあるものですから、そういったところは一層で市が関わって解決していくという相関関係と言いますか、そういったものを継続して少しでも皆さんがお住まいのエリアの方が暮らしやすい環境をつくっていくというようなものが最終形と言いますか、あるべき姿なのではないかなというふうに考えております。以上でございます。

○佐原委員長 二橋委員。

○二橋委員 決算なものですから、それ以上はちょっと聞きませんが。ちょっともやっとしてしまう。中身が我々としても把握しにくいところがあるところがある、この第二層というのが湖西市ではどういうことかということをややはり明確にしていけないと、何に向かっていくのかさっぱり分からんものですから、ぜひお願いしたいと思います。以上です。

○佐原委員長 では、ほかに歳出の質疑のある方はいらっしゃいませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐原委員長 では、ここで質疑を終結し、これより討論に入ります。

討論のある方はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐原委員長 これをもって、討論を終結いたします。

これより議案第88号、令和4年度湖西市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての採決をいたします。

本案は原案のとおり認定することに賛成する諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○佐原委員長 ありがとうございます。全員であります。

よって、本案は原案のとおり認定すべきものと決しました。

お疲れさまでした。

○佐原委員長 では、暫時休憩といたします。

午前11時42分 休憩

---

午前11時45分 再開

○佐原委員長 では、休憩を解いて、会議を再開いたします。

議案第71号、湖西市看護師養成修学資金貸与条例制定についてを議題といたします。

議案書7ページから11ページとなります。

これより質疑を行います。

条例を順番に審議を進めていきます。1条から行きます。最後に全体を通しての質疑を行うという方法で進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐原委員長 それでは、第1条について、質疑のある方はいらっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐原委員長 ないということで、第2条についてはいかがでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐原委員長 では、3条について、質疑のある方、いかがでしょうか。

相曽委員。

○相曽委員 第3条に、「修学資金の貸与を受けることができる者は」とありますが、市外在住者は貸与の対象となりますでしょうか。

○佐原委員長 健康増進課長。

○小野田健康増進課長 将来、市内の医療施設に勤務する意思がある者であれば住所地は問わないということにしております。ただし、浜松市立看護専門学校の推薦入学の試験を受験する者につきましては、その募集要項に静岡県内の高校を卒業見込みのものというのがありますので、住所地は問いませんが、県内の高校を卒業見込みの者であるという条件はあります。ですので住所地は特に問いません。以上です。

○佐原委員長 よろしいですか。

では、第3条は、ほかにいかがですか。

加藤委員。

○加藤副委員長 同じく第3条ですけど、市内医療施設の就職ということになってはいますが、それはパートタイマーという形でもいいんですか。

○佐原委員長 健康増進課長。

○小野田健康増進課長 第2条第1号の用語の意義のところに看護師非常勤の職を除くということで、市内医療施設の就職は正規職員、フルタイム勤務の者ということにさせていただきます。以上です。

○佐原委員長 加藤委員。

○加藤副委員長 了解しました。

○佐原委員長 3条はほかにありますか。

では、4条については、いかがでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐原委員長 では、5条はどうでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐原委員長 では、6条はいかがですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐原委員長 では6条もないということで、7条についてどうでしょうか。

三上委員。

○三上委員 7条第2項の養成施設に在学中である者の貸与期間についてどうなるのかということを知りたいのですが、在学中なんだけど途中から申請をする人について、どうなりますか。

○佐原委員長 健康増進課長。

○小野田健康増進課長 養成施設に在学中に貸与が決定した場合は、決定した年度の4月に遡って貸与は開始になりますので、例えば2年次の8月とか9月とか、年度途中でなった場合は、2年時の4月に遡って貸与が始まって、卒

業まで。ですので2年次の途中だと2年間貸与という形になります。以上です。

○佐原委員長 三上委員。

○三上委員 そうすると、4月からスタートして一、二か月なら遡ってもいいかもだけど、12月とか何かでやっても、4月まで遡るということ。

○佐原委員長 健康増進課長。

○小野田健康増進課長 年度途中の場合は4月に遡ってという形で。ですので1年単位と言いますか、2年次からですと、2年、3年の24か月、2年分の貸与ということになります。以上です。

○佐原委員長 7条はほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐原委員長 では、第8条はいかがでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐原委員長 では、第9条はいかがですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐原委員長 では、第10条で。

菅沼委員。

○菅沼委員 第10条の第4号の関係ですけど、修学資金を貸与中に辞退した学生は養成施設を退学になるのかどうか、教えてください。

○佐原委員長 健康増進課長。

○小野田健康増進課長 退学にはなりませんけれども、貸与した修学資金は返還していただくということにはなりません。以上です。

○佐原委員長 菅沼委員。

○菅沼委員 返還はしてもらおうということで、養成施設はそのまま、そこで修学できて、その後はどうなんですか。市内の医療機関に就職してもらおうということはどうなんでしょうか。

○佐原委員長 健康増進課長。

○小野田健康増進課長 養成施設を卒業した後、養成施設が指定した病院、浜松医療センターですけども、そこでの3年間の研修というものを一応義務づけておりますので、単に退学にはならず養成施設を卒業して、ほかの病院に就職してもらうのはその方の御自由ですので、貸与資金は返還してもらいますけども、学校は卒業していただいて、どこに勤めていただくのは返還した方の御自由になるということです。

○佐原委員長 菅沼委員。

○菅沼委員 浜松市に特別に枠を作ってもらったわけですね、湖西市に。そういった特別な条件を作ってもらったにもかかわらず、あとは自由でいいということですか。

○佐原委員長 健康増進課長。

○小野田健康増進課長 医療センターでの研修というものもセットと言っていいか、そこも含めての条件になりますので、修学資金を返還していただくことになると、浜松医療センターでの勤務というのは特に義務づけられるものではありませんので、もうその方の、どこに就職するかは自由ということになります。

○佐原委員長 菅沼委員。

○菅沼委員 医療センターもその後、勤務しなくていいということになっちゃうんですか。

○佐原委員長 健康福祉部長。

○袴田健康福祉部長 お答えいたします。湖西市枠をお借りしていただいた方については、先ほどの浜松医療センター等の3年研修、その後の湖西市内の医療施設での勤務が貸与された年数分、これにつきましては先ほどの答弁もあ

りますけども、遑って貸与するのかということなのですが、少しでも長く市内の医療施設で勤務していただくということを考えたときに年度という単位で支援させていただきたいと。それによって長く勤務していただける年数を確保するというのも一つの手法として考えております。

今回、貸与を辞退された方につきましては、湖西市枠の該当の方ではなくなるということになりますので、御本人が卒業後、医療センターに行かれないのか、浜松市内の医療機関に行かれないのかということで、浜松市立看護専門学校を浜松市が立ち上げている理由といたしましては、浜松市内の医療施設の看護師を確保すると。さらには浜松医療センターの看護師を確保するということがありますので、湖西市枠から辞退された方は浜松市内の医療施設のほうで勤務されるというふうになろうかと思えます。以上でございます。

○佐原委員長 菅沼委員。

○菅沼委員 何にしても湖西市枠という部分を考えてときに、あとは浜松市の医療機関でいいよといった考え方がちょっとまだうまく理解できんだけど、何かしらの湖西市にも貢献してもらおうような、そういう制度でないとうかと思うんですけど。

○佐原委員長 健康福祉部長。

○袴田健康福祉部長 お答えいたします。この制度自体は、最初に申し込む段階で湖西市内の医療施設にも勤務していただかないかということをもう念頭に、申請者の方にはお願いをするということをしていただくということで、極力借りた後、辞退がないように。辞退といっても、どうしても学校を辞めざるを得なくなって辞退というのはやむを得ないと思いますが、湖西市内の医療施設のほうへの勤務を取り下げることがないように、市としても経過を見守ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○佐原委員長 菅沼委員。

○菅沼委員 分かりました。ありがとうございます。

○佐原委員長 ほかに、第10条はよろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐原委員長 第11条の質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐原委員長 では、第12条にまいります。

二橋委員。

○二橋委員 この12条での返還の方法ですけども、振込によるもので一括返済という説明を受けているんですけども、この返済方法についてはどうなんですか。

○佐原委員長 健康増進課長。

○小野田健康増進課長 原則として一括返済ということにさせていただきます。修学資金を借りた方の状況にもありますので、その状況によりましては分納という形も少し考慮しなくてはいけないかなと思いますが、原則として一括返済ということにさせていただきます。以上です。

○佐原委員長 二橋委員。

○二橋委員 そうしますと、ここに発生してくるのは9条でうたっている連帯保証人、これもう2名を立てると。2人立てる連帯保証人がここに付いていて、これとの関連はどうなんですか。

○佐原委員長 健康増進課長。

○小野田健康増進課長 連帯保証人を立てていただくということで債務を担保していただくということにもなっていますので、先ほど言いましたように、原則として一括返済ということをお願いしたいと思います。以上です。

○佐原委員長 二橋委員。

○二橋委員 この連帯保証人については、本来9条のところ聞くべきだったけども、資産とかあるいは納税の条件

というのはどういうふうになっていますか。

○佐原委員長 健康増進課長。

○小野田健康増進課長 市税に対して滞納がない方という条件を付けております。以上です。

○佐原委員長 二橋委員。

○二橋委員 決してマイナス方面のことを聞くわけじゃないんですけども、マイナスというか逆説をね。だけど、この連帯保証人を付けて、なおかつ一括返済が原則だけども、分納もありきだと。こういう判断は誰が、どういうふうにするの。

○佐原委員長 健康福祉部長。

○袴田健康福祉部長 お答えいたします。先ほど課長が答弁しました、まず原則は一括納付になります。やむを得ない事情というところで分納ということに御相談いただければ、その内容はここの審査会でもあります健康福祉部を担当する副市長を含めまして、部長、課長、担当係長の4名で聞き取り調査等も行いまして、その結果、分納の必要性があるということであれば市長決裁を取って対応してまいりたいと考えておりますが、原則、分納はない方向で進めたいとは思っております。以上でございます。

○佐原委員長 二橋委員。

○二橋委員 こういうのは時として分からないものですから、最悪の条件をクリアできるような条例がないとまずいものですから。この連帯保証人、要するに修学生は勤労してないもんだからね。あるいは返すあてがない場合、これがほとんどなんですよ。そうすると常に連帯保証人にその債務がかかってくるということになっちゃうんだけど、それはどうなんですかね。

○佐原委員長 健康福祉部長。

○袴田健康福祉部長 お答えいたします。かなり多くの貸与条例等を見させていただいた中で、学生さんにつきましては多分収入がないものですから、先ほど二橋委員がおっしゃっております連帯保証人に対して債務の返還をお願いしていくというような形にはなろうかと思えます。以上でございます。

○佐原委員長 二橋委員。

○二橋委員 ここでトラブルが発生するのは、連帯保証人と本人との関係が。これ分からないですよ。だけど、ここで悪化する可能性は十分あるよね。だから連帯保証人というのは、そういうリスクを背負ってと言うけども、例えば第三者がやるならいいけども、当人同士だとトラブルの元になっちゃうよね。これを防ぐために何かないと、と思えますけど。以上です。

○佐原委員長 今のは14条、15条のほうにも関係していることだと思えますが。12条はよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐原委員長 では、13条のほうお願いします。ある方。

相曾委員。

○相曾委員 第13条第1項に「養成施設を卒業した日から1年以内に看護師の免許を取得し」とありますけれども、取得できなかった場合は、先ほど第12条でも言っていました一括で返済するのか、そこら辺は決まっていますでしょうか。

○佐原委員長 健康増進課長。

○小野田健康増進課長 養成施設を卒業した後、その養成施設の設置者が指定する研修、浜松医療センターでの研修ということにはなるんですけども、それが実際できなくなるものですから、貸与された修学資金は返還していただくという形になります。以上です。

○佐原委員長 相曾委員。

○相曾委員 そうしますと、1年は猶予があるけれども、2年目からはもう待てないのでお金を払ってくださいねと

いう理解でよろしいですか。

○佐原委員長 健康増進課長。

○小野田健康増進課長 1年以内というのが看護師の免許の取得ですので、基本的に3月に試験があってということになると思いますので、実際は卒業した者は1年以内という卒業した日からなので、1回の看護師試験に受かっていないと、という形にはなります。以上です。

○佐原委員長 相曾委員。

○相曾委員 そうしましたら、もうぶっつけ本番の1回勝負で、落ちてしまったら基本的には返還してもらうという理解でよろしいですか。

○佐原委員長 健康増進課長。

○小野田健康増進課長 そのとおりです。そのまま通常でいきますと浜松医療センターのほうに研修に入るわけですが、実際、看護師免許が取得できないと研修ができませんので、当市の修学資金の目的に合致しませんので、修学資金を返還していただくという形になります。以上です。

○佐原委員長 健康福祉部長。

○袴田健康福祉部長 すみません。補足説明させていただきます。浜松市立看護専門学校のほうの卒業生の状況ですが、今のところ、全員合格をされているというふうになっておりますので、そのぐらい学校のほうで厳しく指導されるということを知っておりますので、市といたしましては、もう必ず3月の試験で合格するというふうに見込んでいると考えております。以上でございます。

○佐原委員長 ありがとうございます。

お昼になりましたが、皆様、このまま延長させていただいてよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○佐原委員長 では、ほかに13条は。

加藤委員。

○加藤副委員長 第1項の2行目、「研修終了後半年以内」とありますけども、半年を超えた場合はどうなりますか。

○佐原委員長 健康増進課長。

○小野田健康増進課長 市内の医療施設への就職ということが半年以内ということになっております。半年を超えてということだと就職が見込めないですとか、就職する気がないというように判断せざるを得ないので、修学資金は返還していただくという形になります。以上です。

○佐原委員長 加藤委員、どうですか。

○加藤副委員長 分かりました。

○佐原委員長 では、ほかに第13条。

三上委員。

○三上委員 3項に、卒業時、進学とか、さらなる知識向上というのがありますよね。そういう別の勉強をまたしようということになった場合は準用するというものになっているわけですけども、具体的に例示してくれませんか。

○佐原委員長 健康増進課長。

○小野田健康増進課長 例えば浜松市立看護専門学校卒業した後、そこで看護師の免許を取得していただくわけなんですけど、保健師の免許を取得したいというような方で、もう1年学校に通いたいというようなケースがあった場合は、その学校を卒業して保健師の資格を取得してから浜松医療センターで3年間勤務していただいて、市内の医療施設に就職していただくということで、修学資金の貸与とかの条件はその1年分は全然お支払いできませんけども、1年を超えろと言いますか、その学校に1年行った分だけは行った分だけ後ろにずれると言いますか、その1年分は修学資金貸与の対象にはなりませんが、その後に通常の看護師免許を取得した人と同様に3年間、浜松医療センターに

勤務していただいて、その後は市内の医療機関に就職していただくという形になります。以上です。

○佐原委員長 三上委員。

○三上委員 別に利子も取らないわけね。

○佐原委員長 健康増進課長。

○小野田健康増進課長 利子等は必要ありません。

○佐原委員長 三上委員。

○三上委員 もう一つ。万が一ということがあると思うんだけどね。例えば学校に行ってる途中、あるいは今度は勤務して湖西病院で働くことになったけど交通事故で死んじゃったらどうなる。誰が払う。あるいは払わない。連帯保証人。

○佐原委員長 健康増進課長。

○小野田健康増進課長 亡くなられたような場合は免除という形にさせていただこうと思っております。

○佐原委員長 三上委員。

○三上委員 どこに書いてある。

○佐原委員長 健康増進課長。

○小野田健康増進課長 10条の第5号の死亡したときというところになるかと思います。

○佐原委員長 三上委員。

○三上委員 10条の5。死亡したときはいいんだ。

貸与の決定を取り消すことができるというのが10条だよ。途中で死んだのとは関係ないじゃん。

○佐原委員長 健康福祉部長。

○袴田健康福祉部長 すみません。答弁のほうに誤りがありました。申し訳ありません。先ほどの10条の(5)のほうにつきましては取消しになります。その後、15条のほうの債務の裁量の免除というところ以降になりますが、「返済が困難であると認めるときは全部または一部を免除することができる」という規定を設けさせていただいてございます。この中で修学生が死亡という形で最初に記載をさせていただいてございますので、ここで全部、残りを免除という形になると思います。以上でございます。

○佐原委員長 三上委員。

○三上委員 了解しました。

○佐原委員長 では、13条はよろしいですか。

14条はいいですか。今、14条、15条を、先ほどその前の質疑の中で触れて答弁してもらっていますが、14条よし、15条もなしでいいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐原委員長 16条もなしでよいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐原委員長 それから17条はよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐原委員長 18条もよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐原委員長 それ以外で、全体で何かあれば。

菅沼委員。

○菅沼委員 今の三上さんの質問とちょっと関連するのかなとも思うんですけど、市内医療施設に就職したんですけど、何らかの事情で退職した場合、修学資金というのはどうなるのでしょうか。

○佐原委員長 健康増進課長。

○小野田健康増進課長 例えば湖西病院に就職した後に浜名病院にそのまま引き続き就職しましたよ。フルタイム勤務で。そうすれば同じ市内の医療機関にフルタイムで勤めていますので、その期間は特に。それで貸与した期間を超えれば特に返還する必要はないんですけども、例えば3年間、修学資金を借りていたけど、もう2年で退職しちゃったと。市内の医療機関じゃなくて、就職するか、しないかは別ですけども、市内の医療機関に就職しなかったという場合は1年間分は返還していただくと。3年間借りた方が2年勤めて退職してしまったという場合には1年分は返還していただくという形になります。以上です。

○佐原委員長 菅沼委員。

○菅沼委員 例えば、就職された子が重病とかそういうことになって長期の療養を必要とするというような状況になったときに、一旦そこを辞めますと。ただ、回復したらまた市内の医療機関に勤めたいというような場合はどうなんでしょうか。

○佐原委員長 健康福祉部長。

○袴田健康福祉部長 お答えいたします。こちらにつきましては心身の故障というようなことで、その後、勤務の見込みがあるのかどうかということも御本人とお話をさせていただきながら、市としては勤務することが可能というような判断をさせていただければ、一時的に空白の期間を設ける。ただ、それが2年も3年もということについては、そのときのケースによって個別に判断をさせていただくことになろうかと思えます。以上でございます。

○佐原委員長 菅沼委員。

○菅沼委員 猶予期間を設けるということも考えているということによろしいですか。

○佐原委員長 健康福祉部長。

○袴田健康福祉部長 菅沼委員のとおりでございます。

○佐原委員長 菅沼委員。

○菅沼委員 終わります。

○佐原委員長 ほかにどうですか。

二橋委員。

○二橋委員 今の答弁の中で、3年のうちの2年で、1年就業していなかったということだと1年分と言ったけど、これは条例には入っていないけども、規則で決めるの。その条件って入っていない。

○佐原委員長 健康増進課長。

○小野田健康増進課長 13条の1項のところ、引き続き看護師としての勤務期間が修学資金の貸与を受けた期間に相当する期間に達したときは全部を免除するという形にしておりますので、逆に言うと、期間に達しない場合はそのまま返還という形になります。以上です。

○佐原委員長 二橋委員。

○二橋委員 逆説でそういう形になるということなんですけど、それじゃこれは明らかに多分そうだろうと思うけども、市内の医療機関を異動した場合、例えば1年務めたけども市内の医療機関に異動した場合とかって、そういうことにはどのような対応をして。

○佐原委員長 健康増進課長。

○小野田健康増進課長 フルタイムの勤務で、例えば湖西病院から浜名病院と。逆のケースもありますけども、その場合は市内の医療施設に勤務していただいていることには変わりありませんので、そこはもう特に返還する必要はないということです。以上です。

○佐原委員長 二橋委員。

○二橋委員 育児休暇とか、そういうのも当然、就業期間に含まれるよね。

○佐原委員長 健康増進課長。

○小野田健康増進課長 13条の2項に休業期間は控除するという形にしておりますので、その期間は控除という形になります。あくまでも勤務した期間ということになります。

○佐原委員長 二橋委員。

○二橋委員 何か子育て支援に全然影響しないような判断になっちゃうよ。子育て支援というのは、休業してもそこは就業期間として本来なら見るべきだと思うけど。そのときは子育て支援に何の影響もなくなっちゃうと思いますけど。

○佐原委員長 健康福祉部長。

○袴田健康福祉部長 確かに二橋委員のおっしゃるとおりのところで、子育て支援に優しくないというところが、確かに、すいません、私も初めてちょっと確認をさせていただいたんですけども、この修学資金の貸与が市内の医療施設数で不足しています看護師さんを実勤務していただける方を確保したいという目的等もあるものですから、実際に働いていない期間については、先ほど課長の答弁がありました、控除させていただいて、実勤務された月数で計算させていただきたいという条例としてさせていただいてございます。以上でございます。

○佐原委員長 分かりました。

では、よろしいでしょうか。

ほかの質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐原委員長 では、質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐原委員長 では、討論を終結いたします。

これより議案第71号、湖西市看護師養成修学資金貸与条例制定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成する諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○佐原委員長 全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました議案の審査は全て終了いたしました。

なお、委員長報告は、正副委員長において作成させていただきます。御了承ください。

以上で、本日の福祉教育委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

〔午後0時14分 閉会〕

湖西市議会委員会条例第28条第1項の規定により署名する。

委員長 佐原 佳美